

19世紀北インドにおける言語問題の推移

藤 井 毅

1 はじめに——問題の所在——

地球規模で見た場合、多言語状況の存在は別段南アジアに限られたものではないことは言うまでもない。しかしながら、そうであるにも関わらず、しばしばそれは南アジアの不可分の属性として捉えられ、時には宿痾としてすら語られてきたのだった。後者の認識の当否は別として、前者には異論を差込む余地は小さいのかもしれないが、むしろ我々が考えねばならないのは、南アジアの多言語状況を他地域と際立たせて特徴付ける要因は何なのかということであろう。

本稿においては、それに対し次のような回答を用意する。ひとつに、多言語が存在する地域が近現代においてイギリス一国による植民地支配を受け、その影響が言語をめぐる社会状況に長期に渡り強く及んだことである。その結果、英語が権力と権威の象徴として卓越するとともに、私法分野においては在来の古典語が近代的植民地支配体制のなかに取り込まれたことにより、近代インド諸語は抑圧されることを余儀なくされたのだった。さらにその過程においては、ウルドゥー語とヒンディー語のように同一の文法構造を持ちながらも文字と宗教との間に分ち難い関係が成立し、分化の途を辿った例も見られたのだった。二つに、植民地の継承国として分離独立をへて誕生した二つの国家は、それぞれ内に同様の多言語状況を抱えていながらも、その国制への反映のされ方には大きな対比を見せている。それは、ヒンディー語とウルドゥー語の政治化過程の帰結に他ならなかったが、多言語状況は決して自然現象として性格付けられたのではなく、歴史的に特徴付けられることを示して余りある事実である。

こうした南アジア社会において言語をめぐり生起する様々な事象は、多くの人々の関心を引き付けてやまなかった。国民統合を模索する同地域の政治家にとって、それは対処しなければならぬ火急の課題として立現れてきたし、研究者にとっては格好の題材を提供するものだった。しかしながら残念なことに、そうした関心の大きさは歴史事実の把握の甘さとその恣意的解釈に直結してしまい、結果として量と質との間には相反する関係を生み出すに至ってしまったのである。

それは一つに、言語運動に関わる当事者の側からする発言が大きな比重を持っていたことによる。利害と直接結び付いているがゆえに、その主張がもたらす圧力が大きかったのは言うまでもない。さらにそれは、言語運動においては学問上の常識は共有される必然が無いことと相合わさり、展開される論調の質を規定していったのである。二つに、一見すると局外に在り客観的な立場に抛りうるかに見える人々も、自らの有する言語能力に対応した解釈をしてしまうことによる。そうした人々は、インド近代において際立った形で成立した文字と宗教との結び付きや文字の言語名化を所与の前提として受け入れたうえで問題を論じてきたのである。わけても語学教育に携わる人々にその傾向は強い。

こうした研究環境のなかで、1994年に刊行されたキングの著書は¹⁾、一石を投じるものとなった。同書は、植民地支配が具体的に実現する場である英領州諸県の地域差を明確に示したうえで、植民地支配下に生じた新たな権威と価値の創出再生産機構である教育と政府職への雇用においてイギリス人官僚の言語社会観がいかに反映され、それらが翻ってインド社会をどのように規定するに至ったのかを辿り、北インドにおける言語の政治化過程を詳らかにしようとしたのである。同地域の言語問題に関する従来の研究が、言語そのものの内的構造や言語運動のなかで展開された主張にのみ焦点をあてて論じてきたのに比べると²⁾、当事者の自己認識や19世紀前半の歴史社会環境に余りに顧慮しないことなどいくつかの問題を内包しながらも、同書は新たな視点を提示しえたのだった。

本稿は、キングのもたらした知見を理解するうえで前提となるであろういくつかの要件に検討を加えることを目的としている。

2 19世紀前半の歴史社会環境

ムガル帝国より実質的権力を奪ったのち、支配権力の転換をインド社会に宣言し、イギリス支配の正統性を打立てるためには、旧支配者の権威を象徴するような事物は廃されねばならなかった。ムガルの宮廷儀礼や帝国の運営を支えたペルシャ語は、まさにその最たるものであった³⁾。その目論見は、ペルシャ語がインドにとって基本的には外来支配者がもたらした言語であったことと、その運用能力を持つ一群の職能集団が存在してはいたものの、在地社会においては基盤を持たなかったことによっても促されるようになった。しかしながら、それらは単に排除すれば事足りるわけではなく、日常の支配行為に断絶は許されなかった以上、望むべき何ものかによって早急に置換することが求められたのだった。

これは現象として見た場合単純な過程と映るかもしれないが、いずれもその背

景には、1790年に指摘されたサンスクリット語と古典ギリシャ語・ラテン語が共通起源を持つ可能性やヨーロッパにとって未知の宗教信仰であるヒンドゥー教の発見がもたらした知的変動が控えていたのである。そうした大状況のなかで、植民地支配の具体的施策は、インド社会の現実がもたらす圧力と支配の意図の干渉を通して形を成していったのだった。

19世紀初頭において言語をめぐる実務面の要請は、次の分野において顕在化することになる。一つは、司法と税務行政である。当初、従来通りペルシャ語が用いられていたが、在地社会と密接な交渉を持つことが不可欠に要求されたことから、口語(vernacular)の知識とその何らかの形で制度化された援用は不可避であった。例えば、マドラスにおいては1796年の規則(Regulation)によって、コレクターに任用されるためには在地社会の口語の運用能力が不可欠に求められるようになり、あわせてそれを促すために奨励金の支給や検定試験も開始されたのだった⁴⁾。多かれ少なかれ、同様の措置は他管区においても踏襲されていた。二つに、植民地軍の運営においてである。軍隊で雇用するインド人が出身地を同じくし、その運用範囲も同一地域内であったのならば、言語はさほど問題化しなかったのかもしれない。しかし、実際のところ募兵の現実には、そうした仮定や願望を乗り越えていた。何らかの共通語の援用は不可欠であった。三つに教育媒介言語の選択である。これは後述するように、どのような特質を持ったインド人を創出してゆくのかと直結していたから、植民地経営の根幹に関わる問題とみなされ、議論は長期的展望に立つ思想論争へと転化していった。四つに副次的なものであったが、藩王国との交渉や条約文において用いる言語の選定である。

支配地域の急速な拡大に法・行政制度の整備は必ずしも対応しきれていなかったが、イギリスの支配の意図はまずもって言語規定を持ついくつかの法令によって結実していった。オリエンタリストとアングリシストの間で闘わされた論争をへて、1835年2月に提出されたマコーリ覚書きに対応して発せられたベンティンク総督の決議は、高等教育における英語の卓越を決定的にしたのである⁵⁾。それにより、在来学問伝統を担ったペルシャ語とサンスクリット語は、私法分野においては残存したものの、その教育研究への公的資金援助は停止されることになり、背後に退くことを余儀なくされた。代って英語の直接教育が開始され、その能力を身につけた一群のインド人を創出してゆくこととなったのである。結果として、近代インド諸語は初等教育とイギリス人官吏の資格検定レベルに押し込められてしまい、インドの教育制度においては権力の有り様に対応した

言語の二重構造が成立することになった。

行政行為においては、インド人官吏のなかに英語能力の普及を図る一方で、1837年末に至る段階で既にボンベイとマドラス管区においてペルシャ語が英語と近代インド諸語に取って代られていた。他地域に比して遅れて英領に組み込まれ、なおかつムガル帝国勢力の中心地であった北インドにおいても、1838年に入ると北西州がその税務行政における使用言語をペルシャ語よりペルシャ＝アラビア文字で記されるヒンドゥスターニー語に転換することを認め、後に中央州に包含されることになるソウガルとナルヴァダー地域では、税務局がデーヴァナーガリー文字の使用を許可するようになっていた⁶⁾。地域毎に推進されたこうしたペルシャ語の転換を法制面で裏付けたのが、1837年に制定された司法と税務手続きにおける言語法である。同法はわずか二条からなる短いものであったが、第一条ではインド総督はいかなる司法・税務手続きにおいてもペルシャ語を廃し、代って用いる言語と文字を指定しうるとされ、第二条は前条に対応して総督をして下位の統治機構に対して同様の権能を委任することを可能としていた。いずれも、総督が適切とみなす範囲で適用に制限を設けることを許していた⁷⁾。同法の発効によってペルシャ語は直ちに排除されたわけでも、その使用が非合法化されたわけでもなかったが、その漸時的撤廃は決定的となったのである。1837年末以降、ペルシャ語に代る言語とその使用文字を特定する作業は管区の下位行政単位や部局へと移り、行政命令によって決定されていったのである。同法が単に言語のみならず、文字種の特定までを総督の権能として定めていたことは、後に北インドにおいて顕在化する事態を予見するものとなった。

こうして1830年代後半は、教育と行政において言語と文字が政治化する端緒が開かれた時期として記憶されたことになったのだった。

3 共通語の発見とその文字化

結果から述べると、北インドの司法・税務行政においてペルシャ語に代って用いられることになったのは、ペルシャ＝アラビア文字で記されるヒンドゥスターニー語であった。それは、軍隊内で具体化していた事態の追認に他ならなかった。

近代の北インドにおいて、学問伝統を担ってはいなかったものの、日常の社会生活で広範に用いられ共通語として機能している言語が存在していることは、初期の頃より外来の観察者によって認識されていた⁸⁾。それが後にヒンドゥスターニー語・ウルドゥー語・ヒンディー語、あるいはヒンドゥヴィー語と呼ばれることになる言語に他ならなかった。これらはもともと口語として音声レベルにおい

て存在しており、19世紀に至る段階では在地社会における識字率の低さや印刷手段が限られていたこともあり、文字化されて通用することは稀であった。しかしながら、その通用域の広さはキリスト教宣教師団や東インド会社の一部官僚によって逸早く見出され実用に移されていた。東インド会社の官吏を教育するために設立されたフォート・ウィリアム・カレッジにおいても、この共通語をペルシャ＝アラビア文字で記したものがヒンドゥスターニー語の名のもので教授され、ヒンディー語の名によってはデーヴァナーガリー文字で記されたブラジ・パーシャー韻文と一部の科目では共通語散文体が教えられていた。こうした事態は聖書の翻訳や様々な分野の教科書の叙述においても拡大してゆき、活版印刷の導入により活気づいた出版文化のなかでも地歩を得ていったのである。そして、その文字化の度合いは、デーヴァナーガリー文字に比してペルシャ＝アラビア文字の方がはるかに高かったのだった。しかしながら、まだしもこの段階では個々の言語名で特定される様式や宗教規範との間には、今日考えられているような密接不可分の関係は存立していなかったと考えて良い⁹⁾。

では、共通語の文字化過程の初期において生じたこうした事態の要因は、どこに求められるのであろうか。考えられるのは次の諸点である。第一に、識字能力を持つ人々が非常に限られていた時代に、わけても法や税務行政といった特定の語彙と様式を要求される分野に関する知識を持つ人々は、容易に見出し難いものであった。結果として、それまでペルシャ語の能力をもって雇用されてきた人々が、そのまま留まり続けるのは避けられないことだった。そうした人々は、自らの既得権を護るために、初期の頃は共通語様式の未確立や諸方言の存在はペルシャ語の残存を不可避にするという主張を展開したりもしたが、やがて、ペルシャ語の排除が避けられないことが理解されると、その文字によってヒンドゥスターニー語を表記し、あわせて様式をペルシャ語化することを強力に推進していったのである。それは、植民地政府より度々懸念が表明されるほど窮まったのだった。第二に、こうした事態に対応してデーヴァナーガリー文字の使用を推進しようにも、法・税務行政における使用語彙はほとんどがペルシャ語よりの借用語であったことから、単に文字を転換すれば事足りるというものでもなかった。また、デーヴァナーガリー文字は、サンスクリット語やブラジ・パーシャーといった規範言語の記述にのみ用いるべきで、共通語を表記すべきではないという意識が、他ならぬその識字能力を有する人々のあいだに根強く存在しており、ペルシャ＝アラビア文字に比して大きな内なる障害が立ちはだかっていたのである。

結果として、ペルシャ＝アラビア文字はイスラーム教伝統と結び付いてはいたものの、現実のインド社会においては宗教への帰属に関わりなく用いられ続けたのである。それに対してデーヴァナーガリー文字の方は、その識字能力がもっぱらバラモンによって維持されたことや¹⁰⁾、前述のイギリスの姿勢もあって、ヒンドゥー教的価値観を排他的に体现せざるをえなかった。このように文字化の行く末が未だ定まっていなかった時期に、1837年の言語法は、ある特定の言語とその使用文字に対し公的認知を与える途を開いたのである。なおかつそれは、単なる御墨付にとどまらず、行政手続や雇用といった利益分与と対応していたために、同時代のみならず後代に及ぼした影響は計り知れないものとなったのだった。

一方、初等教育の分野では、ほぼ県単位で地域の教育に関する権能を有する官僚が、自らの判断に基づき公的資金援助を受ける学校において教授すべき言語と文字を特定していった。中央集権のかつ一元的な公教育制度は導入されていなかったことから、学校毎に使用する言語と文字が異なることも起こりえたのである。また文字の選択も、単にペルシャ＝アラビア文字かデーヴァナーガリー文字かという二者択一ではなく、例えばビハールにおけるカイティー文字や商人の子弟へのモーリー文字の教育も行なわれていたのだった。しかし、いずれにせよこの分野でも、社会的に存在していたペルシャ＝アラビア文字の卓越に対応して、その体系を教授する学校に対する需要の方が高かったのである¹¹⁾。

1830年代後半に始まった言語を基軸とするこうした社会変動の影響を最も大きく被ったのが、ペルシャ語の運用能力をもってムガル帝国のみならず東インド会社にも仕えてきたカーヤスタ——わけてもヒンドゥスターン・カーヤスタ——に代表される職能集団である。彼らの官職占有率は他集団に比して著しく高く、それゆえにイギリスは、しばしばそれを「カーヤスタの陰謀」として警戒の念を持って見ていたのだった¹²⁾。即ちペルシャ語とその使用文字を排することは、カーヤスタらによる官職独占を是正することに他ならなかった。さらに言い換れば、ペルシャ語に代る言語と使用文字の決定権を自らに与えたことは、新たに指定する言語と文字の能力を持つ一群の人々を養成する義務を自らに課すことを意味していたのである。かくして、植民地支配体制と新たな権威の確立は、教育制度の整備拡充と並行して、その恩恵を受ける新たな階層とその受け皿となる雇用の創出を随伴することになったのだった。

4 19世紀後半における事態の推移

19世紀前半において方向づけられた言語問題の展開に、新たな変化の兆しが生

じるのは1857年の反英大反乱以降のことである。既にその段階では共通語としてのヒンドゥスターニー語の有用性は、イギリス議会委員会における証人の次の発言に見られるように、ほぼ共通の認識となっていた¹³⁾。

私がボンベイ最高裁で審理を担当したときには、ひとつの案件においてしばしば6つの言語が用いられる事態に直面したが、北西州においてはただ一つの言語が流通している。行政官はその言語を完全に習得していなければならないことを私は信じて疑わない。

反英大反乱の後、イギリスはイスラーム教徒に対しては、その宗教感情への刺激を避ける方策を探るようになり、一方、イスラーム教徒のなかにはその社会経済上の後進状態をヒンドゥー教徒中心の民族運動とは一線を画し、親英的姿勢を採ることによって克服しようとする近代派勢力の登場を見たのである。彼らは教育の普及と雇用の確保にあたり、ペルシャ＝アラビア文字で記されるヒンドゥスターニー語・ウルドゥー語の擁護を前面に掲げるようになり、それは、官僚のなかに見られたデーヴェナーガリー文字への指向に対応してもっぱらヒンドゥー教徒によって推進された文字擁護運動との対峙を招来したのである。半世紀を経てようやく社会的に蓄積されるに至ったデーヴェナーガリー文字の識字能力を持つ人々は、政府に対し司法・税務行政等における認知を要求し始めたのである。共通語の記述様式のうち特定のものだけに公的認知が与えられることは、容認し難いものだった。この過程において文学規範をブラジ・パーシャーより共通語に転換しようとする運動が推進され、あわせてカיתיーやモーリー文字といった非規範的な文字体系が排除されていったのである。規範の擁護は一元的に行なわれなければならなかった。文字名が言語名化するのはこの段階においてである。現在の共通ヒンディー語がナーガリー普及運動として展開されたことを想起されたい。こうして、文字は音声言語を記述するための恣意的記号である以上に、社会経済上の差異と対応した宗教感情を象徴するものとなっていったのである。

文字をめぐる権益獲得の争いは、双方の側で語彙や様式をそれぞれペルシャ語化・サンスクリット語化させて差異を際立たせようとする傾向に刺激を与えることになり、話者の意志を背景として明白な分化の途を辿ることになったのだ。カーヤスタの人々も、やがてその使用文字をデーヴェナーガリー文字へと転換させてゆく。その文字によって共通語散文体を記述する伝統は、20世紀末までに確立され、それにあわせて政府より公的認知を手に入れたのである。そして、20世紀の第一四半世紀に至り韻文を含む文学規範にまで及んだのだ。その段階で文字と宗教や記述様式との間には、不可分の関係が成立したと考えてよい。

5 まとめにかえて——今後の課題——

従来の研究は、文学作品における使用様式や形態を検討することのみで共通語のウルドゥー語とヒンディー語への分化を論じてきた。しかしながら、文学作品における規範的使用が確立するのは最終段階においてである。本稿で見た通り、それに先立つ非文学分野における使用や、その過程で生じた権益めぐる争いを解明しない限り、言語運動のなかで展開された主観的解釈に惑わされることなく、北インドの言語問題を歴史研究において位置づけるのは不可能なのである。

さらに附言すれば、この過程において「インド言語調査」が与えた影響は、それを中心となって推進したG.A. グリエルソンの言語観とともども仔細に検討を加えねばならないであろう¹⁴⁾。それが単なる調査に終らず、規範と権威の附与機能を果し、また在地社会もそのように捉えていたことは、残された資料からも十分に窺い知れる。その考究が完了した段階で、我々は初めて一貫した北インド言語社会史の叙述を手にすることができるのである。

-
- 1) Christopher R. King, *One language, two scripts—the Hindi movement in the nineteenth century North India* (Delhi: OUP, 1994). 2) 例えば, Amrit Ray, *A House divided—the origin and development of Hindi/Hindavi*—(Delhi: OUP, 1984). 3) cf. Bernard S. Cohn, “The command of language, the language of command,” *An Anthropologist among the historian and other essays* (Delhi: OUP, 1987), pp.150–180. 4) India Office Records, F/4/5(686), F/4/291(6597)など。5) H. Sharp, ed., *Selections from educational records, part I (1781–1839)* [Calcutta: Superintendent, Government Printing, 1920, repr. ed., New Delhi: NAI, 1965], pp.285–290. 6) King, *op.cit.*, chap.2. 7) 条文は, “Act XXIX of 1837,” in *Indian Acts 1834–40*, 参照。8) cf. *Alphabetum Brammanicum sev Indostanum universitatis Kasi* (Romae, 1771). 本書はカトリック宣教師によるラテン語の著作だが、パラモンが日常使う言語としてデーヴァナーガリー文字で記述される共通語が解説されている。9) J.B. Gilchrist, *The Hindee story teller* (Calcutta: Printed at the Hindoostanee Press, 1802)は、文字種より使用語彙により言語名を定めようとしている。10) King, *op.cit.*, chap.4. 11) *Ibid.*, chap.5. 12) cf. K.I. Leonard, *Social history of an Indian caste* (Delhi: OUP, 1978). 13) *British Parliamentary Papers*, HC, 1852–53, vol.27, p.240 (Sir Erskine Perry). 14) India Office Records, S(Linguistic Survey of India) 及び Mss.Eur.E.223 参照。

(附記) 本論文は、松下国際財団1993年度後期助成研究の成果の一部である。

〈キーワード〉 言語問題, ウルドゥー語, ヒンドゥスターニー語, ヒンディー語

(東京外国語大学助教授)